

埼玉県中小企業制度融資を利用された方へ 本庄市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策融資

利子及び信用保証料補給事業

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の経営の安定化を図るために、埼玉県中小企業の融資制度を利用された方へ、**償還開始から3年の間に支払った利子の全額及び信用保証料を補給**します。

対象者	◆ 本市に事業所を有する事業者であること。 (ただし、法人で本店および主たる事業所が市外にある場合は対象となりません。)
	◆ 市税に滞納がないこと
	◆ 新型コロナウイルス感染症に係る融資制度(埼玉県制度融資)を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けていること。
利子補給対象期間	◆ 償還の開始月(据置期間を含む。)から3年間
利子補給補助率	◆ 100%(ただし、補給の対象は借入額のうち5,000万円まで。)
信用保証料補助率	◆ 100%(ただし、補給の対象は借入額のうち2,000万円まで。)

※対象となる融資制度は、経営安定資金(災害復旧関連(セーフティネット4号案件)・特定業種関連(セーフティネット5号案件))・経営あんしん資金(新型コロナウイルス特例)です。

＜主な手続きの流れ＞

各金融機関による融資(埼玉県中小企業制度融資)が実行されたら・・・

①補給承認申請書の提出

【申請先:本庄市商工観光課商工労政係・支所環境産業課産業係】

※融資が実行されたら速やかに補給承認の申請を行ってください。審査の結果、該当となる事業者には、市から承認結果通知が届きます。

市から申請に必要な書類が届いたら・・・(毎年12月頃。)

②補給金交付申請書兼実績報告書の提出(1月～2月中)

※利子及び信用保証料の支払いが分かる書類を添付して申請してください。

市から交付決定通知書兼確定通知書が届いたら・・・

③補給金の請求書の提出

※市から、指定の口座に補給金を振り込みます。

12月までの支払い分を、翌年1月～2月に申請してください。

【お問い合わせ先】

本庄市 商工観光課 商工労政係

電話:25-1175(直通) FAX:25-7750



※制度の詳細や申請の様式は市のホームページをご覧ください。